

## 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る 民間団体の被害状況調査について（案）

平成23年12月20日  
原 子 力 安 全 対 策 課  
事 故 被 害 対 策 調 整 班

### 1 目 的

みやぎ県民会議において、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る県内の放射能汚染や風評被害による損害の認識を共有し、各関係機関・団体や府内の関係部局が横断的に連携しながら、東京電力(株)に対する損害賠償請求に対応するために、下記のとおり各民間団体における被害状況と損害額に関する調査を実施する。

### 2 被害状況調査の依頼事項

- ・関係団体においては、各団体の会員数、各傘下企業数とその被害に係る損害額の合計について別添【調査表】により御報告願います。
- ・その際、各会員、傘下企業等の被った損害の具体的な事例を把握している場合は、別添【調査表】に、事業者名、被害の概要、被害額等を記載の上、併せて御報告願います。
- ・被害の算定期間については、事故発生時から平成23年12月末日までに生じた被害（営業損害、風評被害、避難費用、検査費用、除染費用、その他等）とします。
- ・なお、できるだけ広範囲に被害の実態を把握するのが目的ですので、原子力損害に該当するかどうか明確でないものも含めて計上してください。
- ・市町村につきましては、11月末日までの被害対策経費について別途御報告いただいておりますが、その後の追加・修正等がございましたら、送付済みの【報告様式】で報告願います。

### 3 報告方法

- ・平成24年1月20日（金）までに、別添【調査表】をファックスまたは電子メールなどにより御報告願います。
- ・電子ファイルが必要な場合は、原子力安全対策課あて御連絡願います。

### 4 今後の対応について

- ・被害状況調査については、おおよそ四半期毎に実施する予定です。
- ・各関係団体から御報告いただいた被害につきましては、府内で把握している被害等と併せて集計し、業種毎の被害状況として取りまとめます。
- ・取りまとめ結果については、みやぎ県民会議に設置する損害賠償請求ワーキンググループにおいて、必要に応じて検討します。
- ・また、中間指針において賠償の対象として明示されていない項目については、早急に明示すること等を国に要望して行きます。

宮城県環境生活部原子力安全対策課  
事故被害対策調整班  
〒980-8570  
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1  
TEL: 022-211-2340  
FAX: 022-211-2695  
E-mail: gentaij@pref.miyagi.jp